

トラブル…でもその前に

隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣さんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。

そうならないように、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

トラブル…万一起きてしまったら—裁判によらないで

遠慮なく「さっぽろ境界問題解決センター」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正、迅速、円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。

土地家屋調査士

私たち土地家屋調査士は皆様の身近で皆様の大切な財産を守るお手伝いをしています。

土地に関する業務

■1筆の土地を数筆に分けたいとき

分割して売買するようなとき、調査・測量して1筆の土地を2筆又は数筆に分割する「分筆登記」の申請をします。

■山林等を造成して宅地に変更したとき

山林や畠等であった所に家を建てて宅地に変更したとき、つまり、土地の用途を変更したときは1ヶ月以内に「地目変更登記」の申請をしなければなりません。

■登記簿の面積と実測の面積が違うとき

登記簿に記載されている面積（公簿面積）と実際に測量してもらった面積（実測面積）が違っている場合に「地積更正登記」の申請をします。

■境界標がなくなってしまったとき

このことは、登記には直接関係がありませんが、境界標が亡失した場合、又ははじめからない場合は、図面に基づいて復元するか、人証、物証、書証等により調査し隣接者の立会いを求めて設置します。

建物に関する業務

■建物を新築・増築したとき

新築・増築した建物は、1ヶ月以内に登記簿に記載しなければなりません。土地家屋調査士が、調査・測量して正確な情報を登記に反映させます。

■建物を取り壊したとき

取り壊した建物は、1ヶ月以内に登記簿から抹消しなければなりません。「建物滅失登記」の申請を行います。

さっぽろ境界問題解決センター

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話下さい。

TEL 011-281-8711

受付日：毎月第2、第4水曜日

(祝祭日の時は翌日)

時間／13:00～16:00

「さっぽろ境界問題解決センター」は専門家による民間型の裁判外境界紛争解決機関です。土地家屋調査士と弁護士が、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から問題の調査、整理をしてお互いに納得のいく方法での解決を目指します。

■筆界特定制度 ■

法務局が土地の境界（筆界）の位置を特定する制度です。

さっぽろ境界問題解決センター

札幌土地家屋調査士会

〒064-0804

札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ればれビル8F

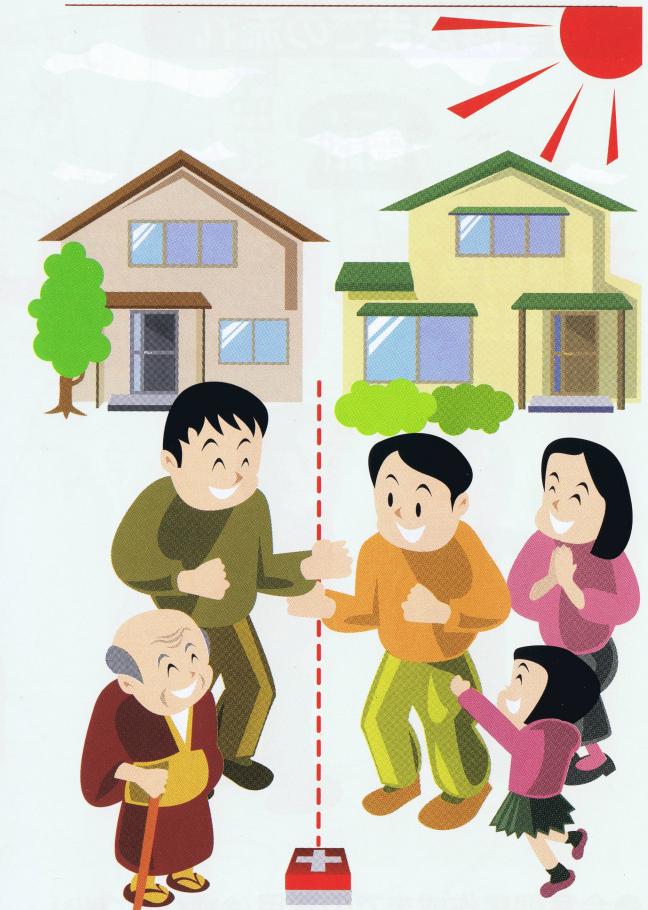
TEL 011-271-4593(調査士会)

URL <http://www.sacco.com>



境界のトラブル ご相談下さい。

解決のお手伝いをします

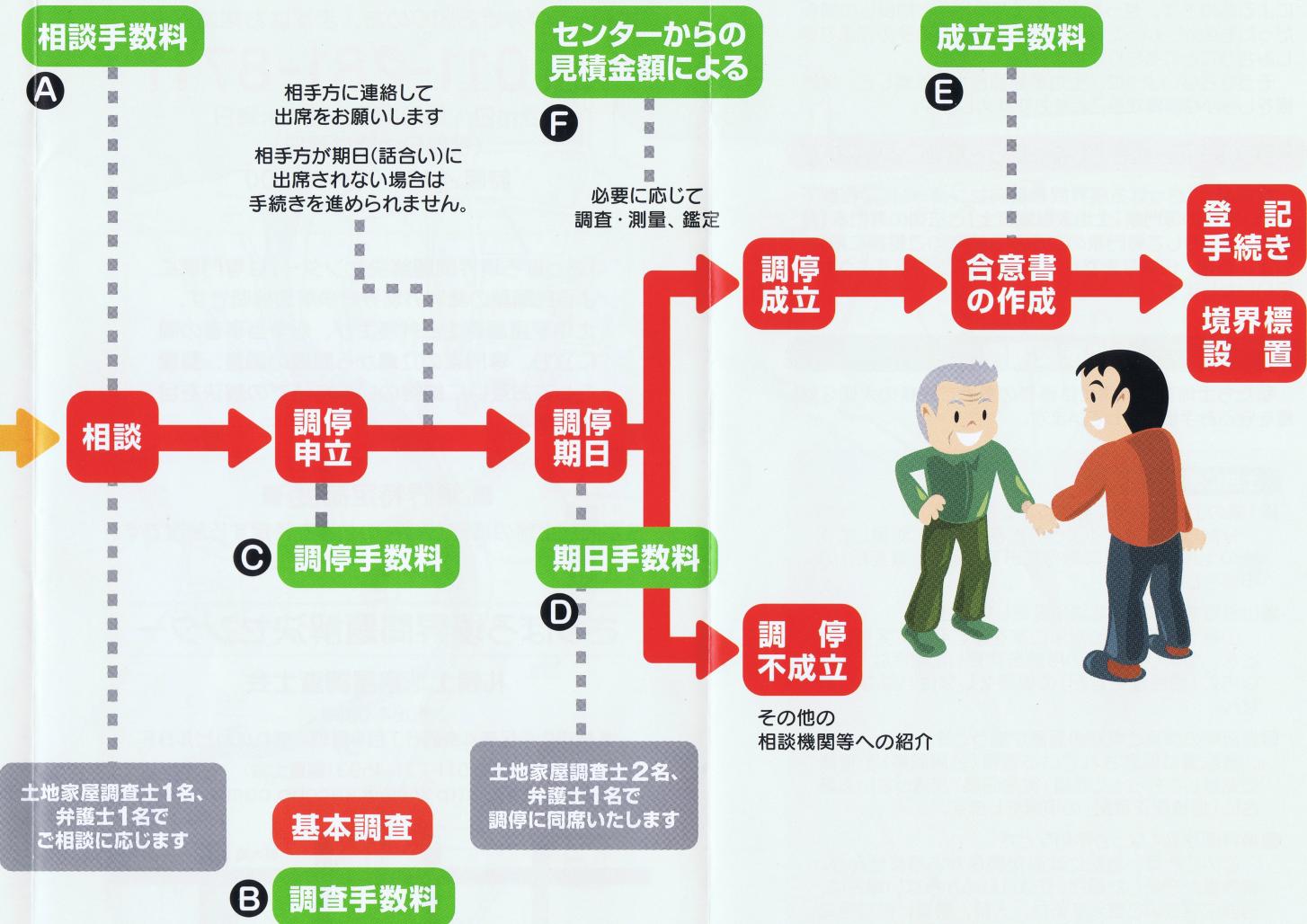


さっぽろ境界問題解決センター
札幌土地家屋調査士会
協力・札幌弁護士会

境界のトラブルが発生したら…

境界問題解決センターを ご活用ください。

紛争解決までの流れ



●合意調書作成までの費用 (金額はすべて税込)

相談

※相談手数料 (1回の相談は2時間以内)
……………10,500円 ————— A

※調査手数料………31,500円+印紙代 ————— B

(資料の補完必要時、相談者負担)

※事案により増減あり

調停

※調停手数料……………21,000円 ————— C
(申立人負担)

※期日手数料…原則として
申立人10,500円 相手方10,500円 ————— D

※成立手数料……………210,000円以上 ————— E
(原則として双方負担、負担割合はセンターが定める)

補助業務

※調査・測量、鑑定費用…必要に応じて随時見積 ————— F
(原則として双方負担、負担割合はセンターが定める)

●合意調書作成後の費用

下記の費用が発生する場合があります
…原則として双方負担、負担割合は合意による
※境界標設置費用
※登記手続費用
※登録免許税、印紙代
※合意内容を履行するための諸費用